

## 役員選任及び各区ブロック会要綱

### 第1条（目的）

本要綱は、兵庫県行政書士会神戸支部細則（以下「細則」という。）第6条第2項の規定に基づき、兵庫県行政書士会神戸支部（以下「支部」という。）の役員を選任に関する事項及び各区ブロック会に関する事項について定めるものとする。

### 第2条（役員を選任）

細則第6条第1項の役員を選任方法は、以下のとおりとする。

- ① 理事及び監事は、理事会において下記の支部個人会員（以下「会員」という。）の中から、総会に上程する候補者を決定し、総会で選任する。
  - 一、理事又は監事に立候補した会員
  - 二、現支部役員の子員
  - 三、子員より推薦された子員(但し、本人の同意があるもの)
- ② 支部長は、理事の互選により候補者を決定し、総会で選任する。
- ③ 副支部長は、前号の支部長候補者が副支部長候補者を指名し、総会で選任する。

### 第3条（資格要件）

役員は、下記の要件のいずれかを満たしている必要があるものとする。

但し、兵庫県行政書士会(以下「本会」という。)の会費及び支部会費を完納していない子員は、下記の要件のいずれかを満たしている場合であっても、役員に選任されないものとする。

- ① 支部又は本会の役員・子員・部員の子歴を有する子員
  - ② 行政書士会に入会して通算5年以上の子歴を有する子員
  - ③ 上記①、②にかかわらず、理事会において特に適任と認めた子員
- 2 役員に選任された子員が、役員の子期中に、本会の会費及び支部会費を完納していない状況になった場合、又は、行政書士倫理に反する行為を行った場合は、理事会の決定において、当該役員を解任することができる。

### 第4条（役員構成）

原則として、現役員の子分の1以上は、次期役員に留任するものとする。

- 2 現副支部長の1名以上は、次期役員に留任するものとする。
- 3 次期支部長は、現支部長、現副支部長の職にある子員又は元支部長、元副支部長の職にあった子員の中から選任するものとする。

## 第5条（各区ブロック会）

神戸市内の西区を除く各区に事務所を有する会員で構成された組織を「各区ブロック会」と称することとする。

2 各区ブロック会は、各区に所属する会員相互の親睦と研讃を図る目的のために設置し、これらの目的のために支部より予算を得ることができるものとする。

3 理事会は、各区に1名、会員の中から各区ブロック会の長となるブロック区長を選任するものとする。但し、理事会が認めた場合には、近隣複数区ブロック会による合同ブロック会を形成し、区ブロック長に代えて合同ブロック区長1名を選任することができる。

尚、ブロック長及び合同ブロック長の任期は理事と同一期間とし、役員から選任することを妨げない。

4 各区ブロック会は、細則及び本要綱に反しない限り、各区ブロック会独自の規定を設けることができるものとする。

5 各区ブロック会は、その活動計画や活動状況等について、理事会より報告を求められた場合は速やかに対応しなければならない。

6 理事会は、各区ブロック会の活動計画や活動内容等について、必要な助言をすることができる。

7 支部は、活動の都度、活動補助金として参加会員1名につき金1,000円を支給することができる。但し、理事会が特別に認めた活動については、活動補助金を減額もしくは増額することができる。

会員権を停止されている会員や会費を滞納している会員については活動補助金を支給しない。

8 各区ブロック会において開催される勉強会・セミナー等の担当講師に支払う報酬及び費用等については、別に定める講師料等支払要綱に従うものとする。

## 第6条（その他）

本要綱に定める事項以外の事項は、理事会の決定に従うものとする。

## 第7条（要綱の改定）

本要綱の改廃は、理事会の決定を経なければならないものとする。

## 附 則

本要綱は、2010年2月9日より施行する。

本要綱は、2014年10月1日改正し施行する。

本要綱は、2015年3月20日改正し施行する。

本要綱は、2017年7月6日改正し施行する。